

北海道告示第10680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年4月19日

北海道知事 鈴木 直道

氏名	業務の種類	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
菅原 公人	あん摩マッサージ 指圧師	在宅訪問マッサージす がわら	茅部郡森町字新川町215-1	令和6年2月22日
和喜 竜二	はり師 きゅう師	さくら治療院	恵庭市桜町2丁目6-6 フロ ンティア恵庭309号	令和6年4月16日
高田 奈々	あん摩マッサージ 指圧師	フレアス在宅マッサージ 帯広	帯広市西5条南16-9-3 郷 ビル1階	同 上
高田 奈々	はり師 きゅう師	フレアス在宅マッサージ 帯広	帯広市西5条南16-9-3 郷 ビル1階	同 上